

# 平成29年第6回教育委員会会議記録

平成29年4月28日（金）

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 議案第1号 八雲町立図書館協議会委員の任命について
- 日程第 3 議案第2号 八雲町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 4 議案第3号 八雲町学校運営協議会委員の任命について
- 日程第 5 報告第1号 八雲町教育推進計画策定委員の委嘱について
- 日程第 6 報告第2号 八雲町青少年問題協議会委員の任命について
- 日程第 7 報告第3号 八雲町特別支援教育就学奨励費支給取扱要綱の制定について
- 日程第 8 報告第4号 八雲町就学指定校変更事務取扱要綱の一部改正について
- 日程第 9 報告第5号 平成28年度教職員の交通事故・違反発生状況について
- 日程第10 その他

## ◎出席者

教育長	田 中 了 治
委員	松 永 正 実
委員	羽 田 圭 吾
委員	藤 内 智 子
委員	神 原 伸 哉

## ◎出席した説明者

学校教育課長	石 坂 浩太郎
学校教育課参事	本 庄 伯 幸
学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課総務係長	若 山 晋 悟
社会教育課長	足 立 直 人
図書館管理係長	笹 田 幸 男
体育課長	三 坂 亮 司
学校給食センター一次長	金 浜 ゆかり

【開会 午前10時30分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、第6回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は5名です。定足数の出席を認めます。よって、平成29年第6回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、神原伸哉委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○図書館長 教育長。

○教育長 図書館長。

○図書館長 議案第1号八雲町立図書館協議会委員の任命について説明いたします。議案書1ページになります。

八雲町立図書館協議会委員は、八雲町立図書館条例第16条第3項で7人以内と定められ、同条第4項で教育委員会が任命することになっておりますが、現在5人の委員を任命しております。このうち同じく第4項に規定する委員の「学校教育の関係者」におきまして教職員の人事異動により1名と「社会教育の関係者」1名計2名の欠員が生じたので、その補充として、社会教育関係者として、やくも朗読サークル代表の太田幸恵氏を、学校関係者で落部小学校長の見延誠一氏の2名を平成29年4月1日付けで任命しようとするものでございます。

委員の任期は、残任期間となりますので、平成29年9月30日までとなります。

なお、八雲町立図書館協議会委員の任務は、図書館の運営に関して館長の諮問に応ずるとともに、図書館奉仕の業務について館長に対して意見を述べることでございまして、以上図書館協議会委員の任命についての説明といたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 任期は何年になるのでしょうか。

○図書館長 教育長。

○教育長 図書館長。

○図書館長 任期は2年となっております。ただ、再任は妨げないという事になっております。

○羽田委員 教育長。

○教育長 羽田委員。

○羽田委員 任命のことではないのですが、協議会は年に何回行われているのですか。

○図書館長 教育長。

○教育長 図書館長。

○図書館長 回数につきましては年に2回開催しておりまして、概ね5月の下旬から6月上旬にかけて1回と2月に開催しております。図書館としては、1回増やして年3回開催したいという思いもありますが、現状は年2回の開催となっております。

○教育長 暫時休憩します。

#### 【休憩】

○教育長 再開します。よろしいでしょうか。無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「八雲町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 教育長。

○教育長 体育課長。

○体育課長 議案第2号八雲町スポーツ推進委員の委嘱についてご説明いたします。議案書2ページをお開き下さい。

本件は、平成27年10月1日から委嘱しておりました学校関係1名のスポーツ推進委員が、この度の教職員人事異動で、町外に転出したことによる欠員補充を行うものです。

スポーツ基本法第32条第1項では、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、必要な熱意と能力を有するものの中から、市町村教育委員会がスポーツ推進委員を委嘱することとなっており、八雲町スポーツ推進委員規則第5条第1項の規定により、欠員となった委員を下記のとおり委嘱するものです。

委嘱する委員は、平成2年10月23日生まれの大門梢恵氏です。

大門氏は、落部小学校の教諭で、落部小学校長の推薦を受け、委嘱しようとするものです。

なお、委員の任期は、平成29年4月1日から平成29年9月30日までの残任期間となっております。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

- 教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
- 松永委員 教育長。
- 教育長 松永委員。
- 松永委員 スポーツ推進委員は何名いるのでしょうか。
- 体育課長 教育長。
- 教育長 体育課長。
- 体育課長 委員につきましては現在18名委嘱しております。
- 松永委員 教育長。
- 教育長 松永委員。
- 松永委員 任期は2年間ですか。
- 体育課長 教育長。
- 教育長 体育課長。
- 体育課長 任期は2年間となっております。本年9月30日が任期満了となりますので、改選の時期が迫っているという状況です。
- 教育長 暫時休憩します。

【休憩】

- 教育長 再開します。よろしいでしょうか。他にございませんか。  
(「なし」という声あり)
- 教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」という声あり)
- 教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

- 教育長 議案第3号「八雲町学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。
- 学校教育課長 教育長。
- 教育長 学校教育課長。
- 学校教育課長 議案第3号八雲町学校運営協議会委員の任命について説明いたします。  
議案書3ページをお開き下さい。

八雲町学校運営協議会規則第5条第1項において、協議会の委員の定数は10人以内とし、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、対象学校の校長及び教職員、教育委員会が適当と定める者のうちから、教育委員会が任命すると定められており、この度、対象学校である落部中学校及び落部小学校に係る議案書記載の10名を任命するものです。

任命する委員は、落部中学校PTA会長の岡田修明氏、落部小学校PTA会長の加藤寛喜氏、青少年健全育成推進協議会長の小林元彦氏、落部連合町内会長の知野修司氏、落部連合婦人部長の鶴見早苗氏、社会教育委員の及川敏江氏、落部小学校長の見延誠一氏、落

部小学校教頭の藤谷毅氏、落部中学校長の池田公貴氏、落部中学校教頭の増田正弘氏の10名で、任期は、規則第6条の規定により、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間となっております。

以上、議案第3号八雲町学校運営協議会委員の任命についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第5 報告第1号

○教育長 日程第5 報告第1号「八雲町教育推進計画策定委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第1号八雲町教育推進計画策定委員の委嘱について説明いたします。議案書4ページをお開き下さい。

本件は、八雲町教育推進計画策定委員会条例第3条第2項の規定により、教育長が委嘱した委員に、委員の逝去及び4月1日付け人事異動で欠員が生じたことから、欠員となった委員の補充として、議案書記載の7名を委嘱したので報告するものです。

新たに委嘱した委員は、落部小学校長の見延誠一氏、浜松小学校長の渡邊聡氏、熊石小学校長の齋坂道雄氏、落部中学校教頭の増田正弘氏、野田生中学校教頭の古館勉氏、八雲小学校教頭の船橋恭二氏、八雲地域のスポーツサークルから松田清氏の7名で、任期は平成29年4月1日から、計画を策定し、教育委員会に答申したときまでとなっております。

以上、報告第1号八雲町教育推進計画策定委員の委嘱についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

#### ◎日程第6 報告第2号

○教育長 報告第2号「八雲町青少年問題協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 報告第2号八雲町青少年問題協議会委員の任命について説明いたします。議案書5ページをお開き下さい。

八雲町青少年問題協議会委員は、「八雲町青少年問題協議会条例」第2条で、同協議会の委員を15人以内とし、町長が任命することとしておりますが、現在は11人の委員を任命しております。このうち同条例第2条第1項第1号に規定する「関係行政機関の職員」で八雲警察署菅原正樹所長が異動になり平成29年3月27日に着任しました高橋俊彦氏を同日付けで任命しました。任期は関係行政機関の職員として在職期間になります。

なお、青少年問題協議会は地方青少年問題協議会法第1条の規定に基づき町長の附属機関として設置されているもので、青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的施策についての重要事項を調査審議し、または関係機関相互の連絡調整を図ることを目的としています。以上、八雲町青少年問題協議会委員の任命についての報告とさせていただきます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第2号は報告済みといたします。

#### ◎日程第7 報告第3号

○教育長 日程第7 報告第3号「八雲町特別支援教育就学奨励費支給取扱要綱の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第3号八雲町特別支援教育就学奨励費支給取扱要綱の制定について説明いたします。議案書6ページをお開き下さい。

本件は、八雲町立小学校及び中学校に在籍する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため交付する特別支援教育就学奨励費について、その取扱要綱を制定いたしましたので報告するものです。

具体的な内容につきましては、学校教育課長補佐から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○学校教育課長補佐 教育長。

○教育長 学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐 それでは、私から八雲町特別支援教育就学奨励費支給取扱要綱の具体的な内容について説明させていただきます。議案書7ページをお開き下さい。

この要綱は、町内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために交付する特別支援教育就学奨励費の支給について必要な事項を定めたものです。

支給対象者は、町内に住所を有する者で、八雲町立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者としています。ただし、八雲町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学奨励費の交付要綱の規定に基づく就学援助費の支給を受けている者を除きます。

就学奨励費支給費目は第3条に記載の第1号学用品・通学用品費（ただし通学用品費については、第1学年の児童生徒を除く。）、第2号新入学児童生徒学用品費、第3号体育実技用具費、第4号学校給食費、第5号修学旅行費、第6号校外活動費、第7号通学費（ただし八雲町重度障がい児通学費助成事業の補助を受けている者を除く。）、以上の7費目となります。

就学奨励費の支給を受けようとする者は、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書に必要書類を添え、学校長を経由して教育長に提出することになります。

教育長は、就学奨励費の申請があったときは、内容を審査し、就学奨励費の交付に係る支弁区分を決定し、その結果を申請者に通知するものです。

この要綱に定めるもののほか 必要な事項は教育長が定めます。

なお、この要綱は平成29年4月1日から施行するものです。

特別支援教育就学奨励費については、改めて町で要綱は定めてはおりませんでした。今までも町で定めた準要保護の支給額の2分の1の額を支給しておりました。

今回、改めて要綱を制定した理由は、保健福祉課で「八雲町重度障がい児通学費助成事業実施要綱」を本年4月1日で施行したため、第3条第7号に記載のとおりこの事業の助成と特別支援教育就学奨励費の通学費助成を重複して受給することがないように定めたものです。

以上、説明といたしますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○藤内委員 教育長。

○教育長 藤内委員。

○藤内委員 今までも、特別支援以外の方で、経済的な理由での支給はあったと思うのですが、今の説明ですと、重度の方が重複しないように制度を定めたということであって、今までも出すのは出していたという事ですか。

○学校教育課長補佐 教育長。

○教育長 学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐 八雲町の中で、要保護、いわゆる生活保護を受けている方、それから準要保護という要保護に準ずる方につきましては、今まで通り支給しておりました。それとは別に特別支援教育に関わる部分についても、要綱を定めてはいなかったのですが、その2分の1に相当する額については今までも支給しておりました。

今回は、さきほども説明した通り、保健福祉課で新しい要綱を定めたものですから、そこ二重に支給することの無いように、改めて制定させていただいたという事になります。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○教育長 無ければ、報告第3号は報告済みといたします。

○教育長 日程第8 報告第4号「八雲町就学指定校変更事務取扱要綱の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第4号八雲町就学指定校変更事務取扱要綱の一部改正について説明いたします。議案書8ページをお開き下さい。

本件は、就学指定校を変更しようとする児童生徒の通学について、保護者の責任において行う旨の改正を行いましたので報告するものです。

具体的な改正の内容につきましては、学校教育課長補佐から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○学校教育課長補佐 教育長。

○教育長 学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐 それでは、私から就学指定校変更事務取扱要綱の一部改正についての具体的な内容について説明させていただきます。議案書9ページの新旧対照表をご覧ください。

改正部分は、下線部分でございますが、第2条第1項の次に第2項申請者は、次に掲げる事項について承諾したうえで申請するものとする。第1号保護者の責任において児童・生徒の通学の安全を期すること。第2号通学にかかる経費はすべて保護者が負担すること。を新たに追加したものです。

以上、簡単ですが、就学指定校変更事務取扱要綱の一部改正についての説明とさせていただきます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○藤内委員 教育長。

○教育長 藤内委員。

○藤内委員 昨日伺ったのですが、八雲中学校の校区でも野田生中学校に通学する、または野田生中学校の校区でも八雲中学校に通学する生徒が増えているみたいなんですけれども、野田生中学校に通っている生徒が、山越まではスクールバスに乗れて、山越からは列車で八雲駅に通っているという話を保護者から聞いたのですが、中学生が列車で通うというのは八雲町としてはいいのでしょうか。経費というのは保護者が全て出すけれども、列車通学に関しては、小学生があるかないかは分かりませんが、例えば小学生で八雲小学校の校区ではあるけれども野田生小学校に通いたいという場合に、列車に児童生徒を乗せるということは保護者が納得していれば町としては問題無いということなのでしょうか。

スクールバスに関しても、山越までは野田生中学校の校区なのでスクールバスに乗れるが、山越からは列車で通っているという生徒が実際にいると聞いたのですが、実際に今いるのでしょうか。

○学校教育課長補佐 教育長。



○教育長 学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐 ただいまの委員の質問でございますが、1名おります。列車で行くのか公共のバスを利用するのも含めて保護者の責任のもとでという事になりますので、保護者が実際に学校まで送っている家庭もありますので、教育委員会としてはそこも含めて保護者の責任のもとでという事で許可することになります。現在、約30名の児童生徒が校区外の学校に通学しています。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 山越までバスで行けるといえるのはどういう事なのですか。

○学校教育課長補佐 教育長。

○教育長 学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐 元々は、その部分についても認めていた訳では無いのですが、山越から通う生徒が野田生にはいたもので、それであればそこまでを保護者の責任のもとで送っていただければ、山越からは一緒にバスで野田生まで通学することを認めるということは、途中からやっていたのは事実です。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 八雲中学校区の生徒が山越まで来ればそこからは野田生中学校までバスに乗れるという事ですか。

○学校教育課長補佐 教育長。

○教育長 学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐 そのような事になります。

○教育長 あくまでも廃校となった学校の児童生徒の通学的手段としてスクールバスは利用しなければならないので、山越の生徒が野田生に通う通学的手段は保証しなければならないのですけれども、校区外の学校に通学している子どもが相当数いるものですから、様々な声が保護者から上がってくるのですけれども、一線を引くという事で、改めて今回要綱を追加したという事になります。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 保護者が納得のうえで申請を出せば、特に理由が無くても就学校の変更は可能という事なのですか。

○学校教育課長補佐 教育長。

○教育長 学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐 規定はあります。今までは、就学校を変更する場合、口頭で保護者と確認し、就学校変更の承認書を保護者通知する際、ただし書きとして「児童生徒の通学に関しては保護者の責任のもと行うこと」と記載しておりました。

しかし、就学校の変更理由が中学校の部活動、家庭環境や障がいの有無等による教育的

配慮など多様化し、約30名の児童生徒が本来の就学校ではない学校に就学しております。

今回の改正を行い、保護者が通学に関しての責任について理解し承諾したうえで申請することになりますが、規定の中で様々な理由の全てを網羅するというのは現状では難しいと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第4号は報告済みといたします。

#### ◎日程第9 報告第5号

○教育長 日程第9 報告第5号「平成28年度教職員の交通事故・違反発生状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第5号平成28年度教職員の交通事故・違反発生状況について説明いたします。議案書10ページをお開き下さい。

平成28年度教職員の交通事故・違反発生状況について、別紙のとおり報告するものです。

11ページの一覧表をご覧ください。平成28年度は、記載のとおり13件の違反・事故が発生しております。この13件の中には、貰い事故なども含まれておりますが、交通違反は7件発生しております。その内訳は、スピード違反が3件、一時停止違反が3件、シートベルト装着違反が1件となっております。

平成27年度の違反は15件でしたので、違反件数は8件減っておりますが、31キロ超過のスピード違反があり、戒告処分を受けております。

先日開催した校長会・教頭会にもこの状況を報告し、交通事故・違反の撲滅に向けた取り組みと職員への指導の徹底をお願いしたところであり、今後も教育委員会として指導を厳しくして、違反・事故の撲滅に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、報告第5号平成28年度教職員の交通事故・違反発生状況についての説明とさせていただきます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第5号は報告済みといたします。

#### ◎日程第10 その他

○教育長 日程第10 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

#### ◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これもちまして、平成29年第6回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前11時07分】